

「就労継続支援 B 型施設かも社会就労センターサービス利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当施設では、利用者に対して「就労継続支援 B 型事業」のサービスを提供します。 当サービスの利用は、原則として施設訓練等給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人かも福祉会
所在地	島根県雲南市加茂町加茂中915番地
電話番号	0854-49-9545
代表者氏名	理事長 井田 敬三
設立年月日	平成16年4月1日

2. 利用施設

施設の名称	かも社会就労センター		
事業所番号	島根県 3211400183号		
施設の種類	指定就労継続支援 B 型事業		
施設の目的	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。		
施設の所在地	島根県雲南市加茂町宇治253-1		
電話番号	0854-49-8125		
管理者	安部 利佳		
施設の運営方針について	就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。		
開設年月	昭和49年4月20日		
通所（利用）定員	30名	サービス提供地域	雲南市、奥出雲町、飯南町

3. 施設設備の概要

当施設では、次の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、諸法令に基づき授産施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

施設設備の種類	室数	備考
作業室	1	エアコン
休憩室	1	エアコン
洗面所	4	
トイレ	3	男子、女子、障害者用
相談室	1	事務所兼用

4. 職員の配置状況

職 種	指定基準	配置数	兼務数	兼務の職種
1. 管理者	1 名	1 名	1 名	相談支援事業所 管理者
2. サービス管理責任者	1 名	1 名	1 名	管理者
3. 職業指導員	3 名	2 名		
4. 生活支援員		6 名	1 名	事務職員
5. 目標工賃達成指導員	1 名	1 名		
6. 事務職員		1 名	1 名	

当施設では、利用者に対して就労継続支援B型事業のサービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(主な職種の勤務体制)

職 種	勤務体制	
1. 管理者	午前8：00から午後5：00	1名
2. サービス管理責任者	午前8：00から午後5：00	1名
3. 職業指導員	午前8：00から午後5：00	1名 (他パート職員1名)
4. 生活支援員	午前8：00から午後5：00	3名 (他パート勤務3名)
5. 目標工賃達成指導員	午前8：00から午後5：00	1名
6. 事務職員	午前8：00から午後4：00	1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第4条、第5条参照）

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- | |
|--------------------------|
| ① 訓練等給付費から給付されるサービス |
| ② 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス |

(1) 当施設が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、食費・光熱水費を除き、9割が訓練等給付費の対象となります。事業者が訓練等給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分として個別減免等が適用されない場合は、サービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担) なお、訓練等給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

○ 社会的活動の支援

I 職業の提供

〈就労支援・生産活動〉

当施設では、以下の就労支援・生産活動を行っています。

- ① 自動車部品、文具等組立 (作業時間 9：00～16：00)
- ② タオル折り、袋入れ (作業時間 9：00～16：00)
- ③ 食品用容器の包装 (作業時間 9：00～16：00)
- ④ 市役所等の書類の配達 (作業時間 9：00～16：00)

⑤ 洗濯・掃除 (作業時間 9:00~16:00)

⑥ 葬儀準備・片付け (作業時間 9:00~16:00)

〈工賃の支払い〉

上記就労支援・生産活動を通じて発生した事業収入から必要経費を差し引いた額を工賃として、利用者工賃支給規程に基づき利用者の口座振り込みます。

Ⅱ 就労訓練（職場実習・施設外作業・施設外支援）

地域において自立した社会経済生活を送るための訓練

Ⅲ 日常生活指導

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した指導

Ⅳ 余暇活動

Ⅴ その他の社会活動

○ 相談援助

〈サービス利用料金（1日当たり）〉

下記の料金表により、ご契約者のサービス利用料金から、支援費の給付額を除いた金額（利用者負担）と「サービス利用契約」に基づく負担額の合計金額をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置が別途ございます。）

また、このサービス利用料金については、下記料金表の額を基準としますが、加算等においては変動する場合があります。

サービス名	金額	摘要
就労継続支援B型サービス費（I）	7170円	21人以上40人以下
福祉専門職員配置等加算（I）	150円	
目標工賃達成加算		
目標工賃達成指導員配置加算	400円	
初期加算	300円	開始日から30日間
欠席時対応加算	940円	月4回まで
送迎加算	210円	1回あたり
就労移行支援体制加算		
福祉・介護職員等処遇改善加算 I		該当サービス総額の9.3%

〈利用者負担について〉

〔利用者負担に関する月額上限〕

○ 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担はありません。

区分	対象者	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円

低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税非課税世帯	居宅で生活する障がい者（所得割16万円未満の障がい者世帯）及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯（一般1に該当するものを除く）		37,200円

上記負担額は、制度改正等により変更となる場合があります。

また、負担軽減措置は市町村への申請が必要であり、すべての方が受けられるものではありません。詳しくは市町村健康福祉課へご相談ください。

(2) 利用料金・費用のお支払い方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。

その他、日用品費・入場料・外食費等の費用の発生があった場合に予め説明の上、実費を徴収させていただきます。領収書をお渡しいたします。

給与振込時に利用料・その他の費用を引かせていただきます。

ご利用できる金融機関：島根県農業協同組合 加茂支店

その他の金融機関手数料がかかります

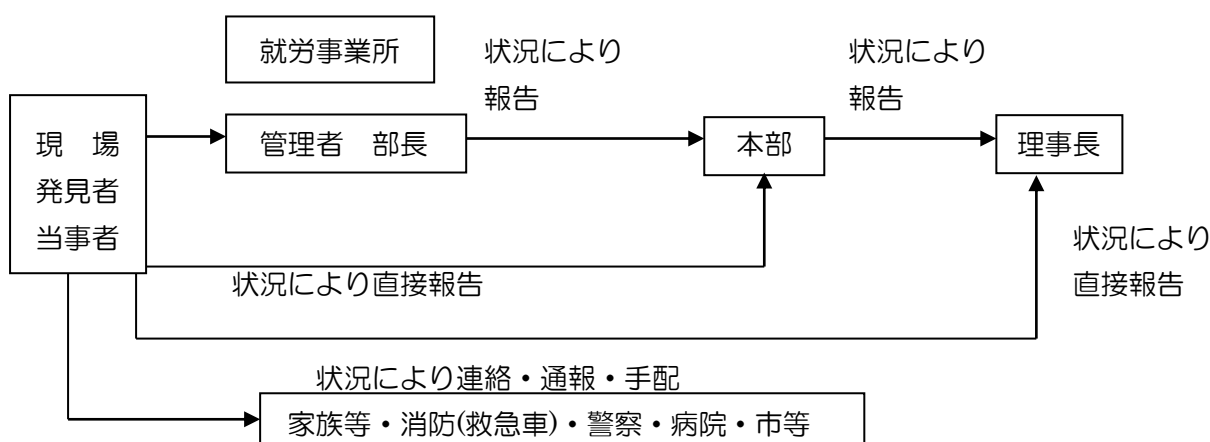
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第5項参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

◇閲覧・複写ができる窓口業務時間 午前8：00から午後5：00まで

7. 緊急時の対応方法

サービス提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は、家族等(緊急連絡先の方)、主治医、救急隊、相談支援事業所等へ連絡を致します。管理者等の対応として、内容により本部、理事長に連絡し、状況により緊急会議を招集して協議を行い適切な対策を行います。



8. 非常災害対策

非常災害に際して、消防設備等必要な設備を設けています。また、関係機関への連絡体制等

具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期しております。消防計画書に基づき防火管理者を別途選任しています。

9. 身体拘束の禁止・虐待の防止措置

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束・その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、従事者に対して研修を実施する等の措置を講じます。

10 衛生管理等

利用者には、協力医療機関である永瀬医院による健康診断を年1回実施しています。

感染症又は食中毒の発生又はまん延防止のため、必要な体制の整備を行い、従事者に対して研修を実施する等の措置を講じます。

11. 苦情の受付について（契約書第15条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受付いたします。

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔職名 相談支援専門員〕 今岡 美穂子

- 受付時間 毎週月曜日から金曜日（土・日・祝祭日及び12月29日から1月3日と8月14日から16日までを除く）
午前8：00から午後5：00まで

○ 苦情解決責任者

〔職名 管理者〕 安部 利佳

○ 第三者委員

氏名 ○○ ○○○（民生児童委員）

連絡先 0854-00-0000

氏名 ○○ ○○（かも福社会評議員）

連絡先 0854-00-0000

(2) 行政機関その他苦情受付機関

島根県社会福祉協議会 島根県運営適正化委員会	所在地	島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階
	電話番号 FAX	0852-32-5913 0852-32-5994
	受付時間	月～金 8：30～17：00
雲南市 長寿障がい福祉課	所在地	島根県雲南市木次町里方521-1 雲南市役所内

	電話番号	0854-40-1042
	FAX	0854-40-1049
	受付時間	月～金 8:30～17:00

12. 提供するサービスの評価について

提供した事業については、常にその質の評価を行い、改善を図ります。

外部機関による第三者評価は実施していませんが、定期的な事業内容に関するアンケートの実施や家族会の開催により、ご利用者及びご家族からご意見ご要望を伺い、業務に反映する事としています。

13. 従業者に関すること

従業者又は従業者であった者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らすことはありません。

適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めると共に、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設けています。

14. 地域生活支援拠点等の登録について

当事業所は地域生活支援拠点等として、①緊急時の受入れ・対応、②専門的人材の養成の機能を担っています。

令和 年 月 日

就労継続支援B型事業のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人 かも福祉会 かも社会就労センター
 説明者 管理者・サービス管理責任者 安部 利佳 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、就労継続支援B型事業のサービス提供開始に同意しました。

利用申込者住所 _____

利用申込者 _____ 印

引受人 _____ 印

利用者との続柄 [本人・家族・その他 ()]